

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和2年1月17日付けで行った法25条2項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張して、その取消しを求めている。

昨年9月に年金給付金の手続きを終え、10月には〇〇課に手続きを終えたことを伝えていたにもかかわらず、12月に年金給付金が振り込まれてからではないと手続きができない決まりがあると言い、2月と3月の2か月分だけとはいえ、自分になんのミスもないのに、1万円少いのは納得できない。生活保護変更通知書に書いてある収入充当額75,008と書いてあるが、実際は70,008が正しいのにうそを書いている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月30日	諮問
令和3年1月26日	審議（第51回第4部会）
令和3年2月24日	審議（第52回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされ、法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。
- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を

原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とし、「なお、当該給付について1年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を12で除した額（1円未満の端数がある場合は切捨）を各月の収入認定額として差し支えない。」とされている。

(4) 保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、局長通知第10・2・(8)は、収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、「当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。（この場合、・・・収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。）」とされている。

(5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分について

これを本件についてみると、処分庁は、請求人から支援給付金の請求書の控を受領し、令和2年1月10日、請求人から提出を受けた通帳の写しにより実際に支援給付金が支払われたことを確認した上で、①次官通知及び局長通知（1・(2)及び(3)）に基づき、支援給付金5,000円を収入認定することとし、同年2月に振り込まれる支援給付金10,000円を同年2月分及び3月分の収入として各5,000円に分割して収入認定し、また、②局長

通知（１・(4)）に基づき、令和元年１２月に振込みがあった支援給付金１０，０００円を令和２年２月分及び３月分の収入充当額として各５，０００円計上し、さらに、③従前から受給している障害基礎年金月額６５，００８円を加算した合計額７５，００８円を請求人の同年２月分及び３月分の収入認定額として変更することを決定していることが認められる。

そして、処分庁は、請求人の保護基準として、生活扶助９９，１００円及び住宅扶助５３，７００円の合計額１５２，８００円から上記の収入認定額７５，００８円を差し引いた７７，７９２円を令和２年２月以降の保護費とする保護変更決定（変更期日は同月１日）を行うこととし（本件処分）、令和２年１月１７日付けで生活保護変更通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、支援給付金の受給により、請求人の保護費を変更する旨の決定をした本件処分は、上記１の法令等の定めによって適正になされたものと認められる。また、支給額についての違算も認められない。

したがって、本件処分に違法又は不当な点があるということはいできない。

3 請求人の主張について

請求人は、第３のとおり、本件処分の違法、不当を主張し、本件処分の取消しを求めている。

本件については、処分庁が、令和元年１２月に請求人に対して支援給付金が支給されることを想定して収入認定をしていれば、同月以降、各５，０００円の収入が認定されることになったものであるが、処分庁の主張によれば、手続の不備、遅延等により、初回の支払が予定の時期から遅れることもあるため、通帳による支払の確認を待って、支援給付金の収入認定をしたということである。このような取扱いは、処分庁に与えられた裁量権の範囲内のものといえることができ、本件処分が法令等の定めによって適正

になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美